

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第2部門第3区分
【発行日】平成18年10月19日(2006.10.19)

【公開番号】特開2005-329527(P2005-329527A)

【公開日】平成17年12月2日(2005.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-047

【出願番号】特願2004-152238(P2004-152238)

【国際特許分類】

B 2 4 C 9/00 (2006.01)

【F I】

B 2 4 C	9/00	A
B 2 4 C	9/00	H

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月1日(2006.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

キャビネットに装着した1台又は複数台の投射装置と、該キャビネット内にあってワークを搬送するワーク搬送保持部と、このワークに対して投射された投射材を回収して前記投射装置に戻す投射材循環ユニットと、を備えたショットblast装置において、前記投射材循環ユニットが、前記キャビネット内の下部に水平に設けられると共に投射材を前記キャビネット外の1箇所に集める1台又は複数台の第一投射材搬送手段と、該一箇所に集められた投射材を上方に運搬すると共に前記キャビネットの外に設けられた1台又は複数台の第二投射材搬送手段と、該第二投射材搬送手段に連通されると共に前記投射装置に供給する投射材から不純物を分離する1台又は複数台の投射材セパレータと、を備えたことを特徴とするショットblast装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

本発明において、ワークは、鉄系、非鉄系を問わず金属製品、プラスチック製品、セラミックス素材及び製品、ガラスなど、様々な種類の材料に適用可能である。